サッカースタジアム建設予定地での試掘調査結果概要

１　所在地

広島市中区基町15　広島市中央公園広場

２　対象面積

３．２ha

３　実施期間

　　令和元(2019)年９月１７日～１２月２３日（現地調査日数　３４日間）

４　調査者

　　広島市教育委員会（市民局文化スポーツ部文化振興課において補助執行）

　　※　調査の実施に当たって、広島市文化財審議会委員及び（公財）広島市文化財団文化財課から指導・助言等の協力を得た。

５　調査の概要

　　当計画地である中央公園広場は、近世の広島城の一部に該当する。近世に描かれた数々の絵図、明治期に作図された測量図等から、広場の中央東よりに中堀が南北に通り、その東側に三の丸、西側にいわゆる西の丸や西の出丸と称される区画が位置していたものと想定された。

当該地は、明治維新後は、すべて軍用地となり、様々な施設が設けられた。この付近の中堀も昭和初期ごろまでには埋め立てられたようである。被爆時には東寄りに砲兵補充隊、西寄りに輜重兵補充隊が配置されていた。戦後は公営住宅をはじめ、応急的な住宅が密集する住宅地となった。昭和44(1969）年から基町高層アパートの建設が始まって、同地は中央公園の用地として確保されることとなり、これらを内容とする基町再開発事業は同53(1978)年に完了し、現在に至っている。

調査は堀跡の遺存状況や位置の確認、武家屋敷地を構成していた曲輪の遺存状況の確認を目的として、10か所のトレンチ（試掘坑）を設定して行なった。

本試掘調査の結果、トレンチのうち、Ｔ3、Ｔ5において堀の石垣の一部と考えられる構造物、Ｔ10において版築状の地盤を確認できた。また、一部のトレンチを除き、公園の北側で概ね標高3ｍ、南側で2ｍ付近以下において撹乱を受けていない層が確認でき、Ｔ8、Ｔ9においてそれらの層から近世にさかのぼりうる遺物を確認できたこと、さらに近隣の武家屋敷地の調査事例を参考にすれば、中央公園内の大部分にわたって遺構面が良好に遺存している可能性があり、保護すべき埋蔵文化財が試掘範囲外においても存在することは十分想定できるものと考えられる。

なお、Ｔ４における軍の倉庫跡のものと思われる床面のほかは、各トレンチにおいて被爆整地層や被爆面と判断できる被爆の痕跡は確認できなかった。